

## 第 11 章 台湾の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール

福田 円

### はじめに

台湾は中国との「一つの中国」問題を抱えているため、国連海洋法条約の締結国ではなく、中国との境界管理に関しても曖昧な部分がある。とはいえ、1990 年代以降、台湾では「領海および接続水域法」、「排他的経済水域（EEZ）および大陸棚法」などの海洋主権に関する立法や領海および接続水域の公告、EEZ と「暫定執法線」の制定など海上で法を執行する範囲の特定が進んできた。これらの法では、領海における無害通航権や EEZ における航行権および上空飛行を概ね認めている。ただし、台湾にとって主要な脅威の対象である中国との関係においては、台湾側が主張する領域での中国籍船舶の航行および上空飛行は厳しく制限されている。また、それ以外の船舶の無害通航権についても、台湾の利益と安全に関わる事態においては制限される。

近年、台湾において海洋安全保障に対する関心の高まりは著しく、とりわけ東シナ海および南シナ海における領土・領海・領空および海洋権益の問題は、中国の台湾に対する脅威に次ぐ重要課題であると認識されている。東シナ海において、台湾は彭佳嶼などの島嶼を軍の管制下におき、尖閣諸島の領有権も主張している。また、日本と EEZ の主張が重なる海域において、漁業や資源の問題を抱えているという立場に立っている。南シナ海において、台湾は東沙島や太平島を実効支配し、太平島には海岸巡防署（以下、海巡署）の要員を常駐させている。また、フィリピンと EEZ の主張が重なる海域において、漁業問題などを抱えている。

こうした問題に対する馬英九前政権の方針は、「主権は我が方にあるという前提のもと、紛争は棚上げし、平和的に資源の共同開発を行う」というものであった。同政権が当該海域での主権を主張する際には、中国との共闘を行うのではないかと疑念が抱かれがちであったが、同政権はその可能性を複数回にわたり否定していた。2016 年に発足した蔡英文政権は、主権の問題には極力触れず、国際法の順守や航行の自由、紛争の平和的解決のための多国間メカニズム、そこへの台湾の参加などを主張する傾向が強い。

台湾において、海巡署は 2000 年の成立以来、海上における法執行を統括する機関の役割を担ってきた。近年、行政院に海洋委員会あるいは海洋部を設置し、海巡署をその下に編入しようとする動きもあったが、政権交代などにより先行きが不透明となっている。また、台湾の漁民やその権益を保護する重要性が高まっていることに鑑みて、海軍と海巡署の統

合作戦・行動のメカニズムづくりが推進され、漁民保護を想定した大型合同演習なども行われている。

## 1. 海洋法の解釈

### (1) 台湾の海上法執行範囲

台湾（中華民国）は国連海洋法条約を締結している主体ではないが、国際慣習法である同条約の重要性を認識し、その内容を尊重している。国連海洋法条約の施行を受けて、台湾では 1998 年に「中華民国領海および接続水域法（中華民国領海及隣接区法）」（以下、「領海法」）と「中華民国排他的経済水域および大陸棚法（中華民国専属経済海域及大陸礁層法）」が制定された<sup>1</sup>。さらに、政府は 1999 年に領海基線と領海、接続水域の範囲を公告し、それに基づいて EEZ や大陸棚の範囲も主張してきた。ただし、これは「第 1 回」の公告とされ、中国および周辺諸国との政治的問題をはらむ南シナ海の太平島、および中国大陸に近接する金門・馬祖両諸島における領海基線・領海・接続水域の設定は先送りされた。その後、今日に至るまで「第 2 回」の公告は行われていない。

上記とは別に、政府は 1992 年に制定した「台湾地区と大陸地区の人民関係条例（台湾地区與大陸地区人民關係條例）」において、中国の民間航空機が許可なく台北飛行情報区へ立ち上がった場合や、中国の民間船舶が許可なく台湾側が「制限あるいは禁止する水域」へ立ち上がった場合は、必要な防衛措置を採ると定めた<sup>2</sup>。その「制限あるいは禁止する水域」は明示されていなかったが、国防部は 2004 年 5 月、1950 年代に米華相互防衛条約が適用してきた台湾海峡の中間線を適用する旨を公表した<sup>3</sup>。ただし、同条例や台湾海峡の中間線は、台湾側が一方的に制定したものであり、中国側はあくまでも「台湾は中国の領土の一部」だという立場に立ち、これらの存在を公式には認めていない。そのため、中国側は台湾側との間で同条例が適用されるような場面を作らないよう、注意を払っている。

現状において、台湾の政府は上記の法律・公告・条例が示す範囲をすべて実効支配できている訳ではない。そこで、内政部は 2003 年、日本と EEZ の主張が重なる台湾本島の北側から東側に位置する海域について、「第 1 回」の「排他的経済水域と暫定執法線」公布（行政規則）を行い、海上における法執行を行う範囲を定めた。このほか、2004 年に行政院漁業委員会が「漁業保護のための標準作業手順書（政府護漁標準作業程序）」を制定（法規命令）した際には、上記に加えて、北緯 20 度線を南側の海域におけるフィリピンとの境界線として、政府が漁業保護を行う範囲を画定した。2014 年 11 月、日本やフィリピンとの漁業交渉（後述）を経て、「漁業保護のための標準作業手順書」が改定され、現状において政府が漁業保護を行う範囲は図 1（巻末）のように定められている<sup>4</sup>。

## (2) 領海における無害通航権についての考え方

領海における無害通航権について、「領海法」第 7 条は「外国の民間船舶は中華民國の平和、秩序および安全を損なわない限りにおいて、互惠の原則のもと、本法とその他国際法規則にのっとった外国船舶の無害通航を認めている<sup>5</sup>。また、政府は「領海法」第 7 条 5 項と第 9 条に基づき、2002 年に「中華民國領海における外国船舶の無害通航管理方法（外国船舶無害通過中華民國領海管理弁法、以下「無害通航管理方法」）を制定し、領海における無害通航を行える外国船舶の条件や、事前に政府に対する通知が必要な場合などについて詳細な規定を設けた<sup>6</sup>。

「領海法」第 10 条は、「国家利益または安全にかかわる場合、領海内の特定海域における外国船舶の通航を当面禁止する」と定めており、「無害通航管理方法」第 16 条は、①内乱や戒厳状態が発生し、外部勢力の介入を防止する必要がある時、②外国と武力衝突あるいは敵対状態が発生する場合、③緊急の危難が発生する場合、④兵器の研究開発にかかわる試験を行う場合、⑤作戦訓練を行う場合、⑥国防機密工事を行う場合、⑦その他国家の利益または安全にかかわる事態において、外国船舶の無害通航を禁止する旨を定めている<sup>7</sup>。

## (3) EEZ における航行権及び上空飛行についての考え方

EEZ における航行権については、上記の国内法に明記されているわけではない。しかし、海巡署は国連海洋法条約第 58 条第 1 項にあるように、EEZ においては自由航行権が認められるとの立場に立っている<sup>8</sup>。また、EEZ の上空飛行に関する規定も上記の国内法のなかには見当たらないが、複数の国際法学者が EEZ 上空においても公海上空と同様に飛行の自由が認められるとの見解を示している。

## 2. 海洋安全保障政策

### (1) 海洋安全保障に関する国内法・政策

近年の台湾において、東シナ海や南シナ海での領土・領海・領空および EEZ をめぐる問題は、中国の台湾に対する脅威に次ぐ重要課題であると認識されている。東シナ海において、台湾は日本との間に尖閣諸島の領有権をめぐる問題と、EEZ が重なる海域での漁業権および資源問題を抱えるという立場に立つ。南シナ海においても、台湾は領土・領海紛争の当事者であると主張している。台湾は南シナ海の東沙島、太平島を実効支配し、軍や海巡署の要員を配置している。

上記のような問題に対して、馬英九政権は「主権は我が方にあり、紛争は棚上げし、平

和的な互惠関係のもと、共同開発を行う（主権在我、擱置争議、和平互惠、共同開発）」という原則を掲げていた。また、東シナ海と南シナ海のそれぞれで「平和イニシアチブ」を掲げ、関係諸国に対して対話を呼びかけていた。軍はこのような政府の原則と対外政策にのっとり、「軍事力を後ろ盾として、島嶼の主権、海洋権益、および公海における航行の自由をまもる」ことを目標に掲げていた<sup>9</sup>。

これに対し、2016年5月に発足した蔡英文政権は、蔡英文総統が就任演説で述べたように、中華民国の主権と領土を守る責任はあるが、東シナ海および南シナ海の問題については争議の棚上げと共同開発を主張するという立場に立っている<sup>10</sup>。これは、「主権は我が方にある」を原則としていた馬英九前総統の立場よりは、若干柔軟であるとみなすこともできる。

## （2）優先度の高い個別問題への対処（領土紛争、領海警備、EEZ管理、漁業規制）

台湾政府は東シナ海および南シナ海においてそれぞれ島嶼をめぐる領土紛争を抱えている。東シナ海の尖閣諸島（台湾では「釣魚台」）において、台湾政府が実効支配している島はないが、馬英九前総統は2012年9月、実効支配する島の中で尖閣諸島に最も近い（約146kmの距離）彭佳嶼を訪れ、「東シナ海平和イニシアチブ」に基づく台湾・中国・日本の協議を呼びかけた<sup>11</sup>。また、馬英九は退任が近づいた2016年4月にも彭佳嶼を訪問し、「和平東海、国疆永固」と書かれた記念碑を立てた<sup>12</sup>。南シナ海において、台湾政府は東沙島、太平島を実効支配している。2016年1月、馬英九総統は太平島を訪れ、「南シナ海平和イニシアチブ」へのロードマップを発表した<sup>13</sup>。

EEZの管理についても、日本およびフィリピンとの間でEEZの主張が重なる海域のいずれにおいても、台湾漁船が被害にあう事件が起きたことをきっかけに、近年急速に警戒感が高まっている。日本とEEZの主張が重なる海域においては、2008年6月に尖閣諸島近海で台湾の漁船が、海上保安庁の巡視船と衝突し沈没する事件（「聯合号事件」）が起きた。また、2016年4月には、沖ノ鳥島周辺の海域で台湾漁船が海上保安庁に拿捕される事件が起きた。フィリピンの領海と台湾のEEZ主張が重なる海域では、2013年5月に台湾漁船がフィリピンの公船に銃撃され、船員1名が死亡する事件が発生した。

上記いずれの事件においても、台湾漁船の被害を受けて相手国に抗議するデモなどが起き、政府は当該海域への巡視船の派遣や軍事演習などを行った。また、政府は世論の高揚を背景に、相手国に対する主張を強め、それが後述するような交渉へと繋がった。台湾において、漁民保護や漁業権保持は、国内政治的にも大きな意味をもつ課題である。近年、海軍と海巡署は「海巡署と国防部の漁業保護のための連合行動法案（海巡署與国防部連合

護漁行動方案)」などにに基づき、漁業保護のための協力体制を強化し、2013 年以降は台湾本島北側および南側の海域で、漁業保護のための統合演習を行っている（後段で詳述）<sup>14</sup>。

このほか、2013 年 11 月の中国政府による「東シナ海防空識別区」の設定により、中国に対する警戒感も再確認された。中国政府による防空識別圏の設定に対し、馬英九政権は中国政府に強い抗議を行わず、飛行計画の提出にも応じた。しかし、野党を中心にこの対応に対する非難が強まった<sup>15</sup>。2014 年 2 月、台湾海軍と海巡署は「丹陽專案」という、台湾の防空識別圏および暫定執法線内の海域における合同演習を行い、中国と防空識別圏が重なる海空域においても実力を行使できることを示した<sup>16</sup>。

### （3）交渉・国際裁判での紛争処理例

尖閣諸島周辺の海域については、日本政府と交渉を行い、日台民間漁業取決めを締結した。2008 年の聯合号事件、2012 年の日本政府による尖閣三島購入などを受け、付近の海域で台湾漁船と海上保安庁巡視船との接触が増加するなど、日台間の緊張が高まっていた。2012 年秋に両者は日台漁業協定交渉の再開に合意し、2013 年 4 月に日台民間漁業取決めを締結した。

沖ノ鳥島に関しては、上述の漁船拿捕を受け、退任を目前に控えた馬英九総統が、同島は「岩」であり、EEZ は認められないとの主張を展開し、同島付近の海域に巡視船を派遣した。その翌月に就任した蔡英文政権は、同海域の巡視船を撤収し、「この問題で法律上、特定の立場を取らない」との立場を示した。同海域をめぐる緊張した関係を修復するために、10 月末に第 1 回日台海洋協力対話が開催され、今後も毎年対話を行うことで合意した。

台湾南側の海域については、フィリピン政府と交渉を行い、漁業協定を締結した。フィリピン公船による台湾漁船銃撃事件後、台湾側は直ちに謝罪などを求めるも、フィリピン側は「一つの中国」政策などを理由に、なかなか交渉に応じず、台湾側が経済制裁を発動するなど、両者の関係は一時緊張した。同年 8 月、フィリピン側はようやく謝罪、台湾側は経済制裁を解除した。さらに、2015 年 11 月には台湾とフィリピンの間でも漁業協定が締結された。

このほかにも、中国の民間航空機用の新航路発行をめぐり、中国政府とも交渉を行った。2015 年 1 月、中国政府は新たに M503 航空路を発効させることを発表したが、その航路が台湾海峡の中間線にあまりにも接近していたため、台湾世論に強い反発が生じた。両政府間の約 2 ヶ月にわたる交渉の結果、中国側は同航空路の発効を延期し、航路も西に 6 カイリずらすことを発表した。

#### (4) 南シナ海問題に関する方針および南シナ海仲裁裁定への反応

馬英九前政権は、南シナ海では「十一段線（あるいはU形線）」を主張していた。「十一段線」の主張は中国政府が主張する「九段線」の根拠となっている。そのため、馬英九政権末期の数期間は、米政府と国民党政権の間で「十一段線」の主張をめぐる緊張が続いていた。馬英九政権は、「十一段線」は放棄したくないが、南シナ海で中国と共闘するという立場にも立てず、難しい立場に立たされた。

蔡英文政権は、「十一段線」の主張を否定した訳ではないが、南シナ海について東沙諸島および太平島の領有以外を主張することは殆どない。同政権は「南シナ海諸島およびその関連水域」における権利を主張し、「十一段線」に言及しないため、台湾では同政権が「十一段線」を放棄すべきではないとの批判も出てきている。

南シナ海に関する国際仲裁裁判所の裁定が発表された前日（7月11日）、総統府の報道官は、①国際法および国連海洋法条約に基づく主張と行動、②多国間の紛争処理メカニズムへの台湾の参加、③領海および領空通過の自由からなる、南シナ海における「政府の3つの基本的立場」を改めて主張していた<sup>17</sup>。ところが、7月12日に裁定が発表されると、総統府は裁定を「断じて受け入れられない」と表明した。また、林全行政院長はその理由として、①裁定のなかで台湾が「中国台湾当局（Taiwan Authority of China）」と呼称されたこと、②裁定が太平島をも含む南沙諸島のすべての島嶼と「岩（rocks）」であると位置付けたこと、③中華民国は仲裁裁判のプロセスに招請されず、意見も求められなかったことを挙げた<sup>18</sup>。

裁定が発表された当日、外交部や行政院大陸委員会など、政府の関係部門もそれぞれ立場を発表したが、行政院大陸委員会の声明は上記理由のうち①に言及せず、主権を主張する範囲について、「1949年に中華民国政府が公布した『南海諸島位置図』に中華民国の領土と水域範囲が明示」されたという経緯に言及した<sup>19</sup>。それ以外の部門は、主張の範囲を「南シナ海諸島およびその関連水域」と述べるにとどまった。この背景には、蔡英文政権の中国政府への配慮があったのではないかと推測できる。

翌7月13日、蔡英文総統は台湾南部の高雄市左営区にある海軍基地を視察し、同基地の康定級フリゲート艦に乗り込み、南シナ海を巡行する部隊の士気を鼓舞するための談話を発表した。ただし、蔡英文総統は馬英九前総統のように、太平島に上陸することはなかった（国防部長も「敏感な時期」であることを理由に太平島への上陸を回避）。総統の談話は特に、裁定が太平島を「岩」と位置付けたことが「中華民国の南海諸島および関連海域における権利を著しく損ねた」と主張した<sup>20</sup>。

さらに、7月19日、蔡英文総統は就任後初めてとなる国家安全上層部会議を招集し、南シナ海における「4つの原則（①国際法・海洋法に基づく平和的解決、②多国間紛争解決メカニズムへの参加、③関係国が航行と飛行の自由を守る、④争議の棚上げと共同開発）」と「5つの取り組み（①漁業権保護、②多国間協力、③科学協力、④人道支援、⑤海洋法研究）」を示し、それを公表した<sup>21</sup>。

### 3. 海上警備体制

#### (1) 海軍・法執行機関の体制、装備、規模、役割、予算

台湾において海上警備を行う主な機関は、中華民国海軍（海軍）と中華民国行政院海岸巡防署（海巡署）である。

海軍の主要な任務は、「台湾海峡の安全を維持すること、および対外航路の通航を維持すること」である。また、漁民、海巡署、海軍の間には、「海巡署が漁民を護り、海軍が海巡署を護衛する（海巡護漁民、海軍挺海巡）」という原則が存在する。これは、「漁業保護のための標準作業手順書」を根拠としており、その他の法執行機関の要請があれば、軍は漁民や漁業権保護のために軍用機や軍艦を派遣できる。

海軍は、通常動力型潜水艦4隻、駆逐艦4隻、フリゲート艦22隻、ミサイル哨戒艇（錦江級）12隻、ミサイル艇（光華六級）31隻、新型ミサイル哨戒艇（沱江級）1隻（12隻建造予定）などを保有する。これらに加え、2014年末に米国は新たに4隻のフリゲート艦を台湾に売却することを許可し、台湾はうち2隻を購入した。また、海軍は対潜部隊3個を擁し、S-70C対潜ヘリ20機などを保有する。このほか、海軍には運用能力がないため、空軍も対潜部隊1個を擁し、P-3C対潜哨戒機12機を運用している（2013年以降）<sup>22</sup>。

台湾は主要兵器の調達をアメリカからの購入に頼ってきたが、近年は兵器の国産化にも力を入れている。民進党は2016年総統選挙戦を控えて発表した12編の『国防政策青書』のなかでも国防産業の振興を謳い、その第8編において詳細な計画を示している。海軍の装備については、台湾独自での通常動力型潜水艦生産能力の獲得を最優先課題に掲げるほか、上記装備のうち既に老朽化している駆逐艦やフリゲート艦の後継艦を製造することも謳っている<sup>23</sup>。

海巡署は2000年1月、国防部海岸巡防司令部、内政部警政署水上警察局、および財政部関税総局などが行ってきた海上法執行を統括する機関として創設された。このような経緯から、海巡署の人事や教育システムは、国防部系統、警察系統、文官系統から成り、セクションごとに系統が異なる複雑なものとなっている。海巡署の主要な職責のうち、漁船や漁民の保護は、行政院農業委員会漁業署の管轄でもある。また、海上交通の安全確保は、

交通部航港局の管轄でもある。台湾の港のうち、国際商港は交通部航港局、工業港は經濟部工業局、漁港は農業委員会漁業署がそれぞれ管理している。

海巡署は艦船の大型化を進め、大型艦へのヘリコプター搭載にも取り組んでいる。海巡署は2014年末時点で、500トン以上の巡視船15隻、100トン以上の警備船6隻、100トン以下の巡視艇121隻などを保有していた。これらに加え、2015年に3000トン級巡視救難船（宜蘭級）2隻と1000トン級巡視救難船（苗栗級）2隻が配備された<sup>24</sup>。さらに、苗栗級は2016年にも2隻が配備され、この新型艦船にヘリコプターを着地させる訓練も行われた。また、小型の巡視艇に関しては、2009年から2019年までの間に100トン以上の巡視艇を28隻に増やし、50、60トン級の老朽化した巡視艇と交替させる計画が進行中である<sup>25</sup>。これらの海巡署の主要な艦艇は台湾において製造されている。

## （2）省庁間の連携

先述のように、台湾の漁民や漁民の権益を保護する重要性が高まっていることに鑑みて、海巡署と国防部は漁業保護のための協力体制を強化している。

それ以外には、海巡署と海洋資源に関連する機関を統合改組し、海洋政策を統括する省庁を設置するという議論も、陳水扁政権期から存在している。2015年7月に「海洋委員会組織法」および関連法規（以下、「組織法」）が制定、公布され、2016年1月には行政院が同年7月から「組織法」を施行するという政令も発布された。「組織法」によれば、海巡署は海洋委員会の下部組織となる（「海洋委員会海岸巡防署」となる）予定であった。また、海洋委員会は海巡署のほか海洋保育署と国家海洋研究院（いずれも新設）を統括する組織となり、海巡署の署長は海洋委員会の副主任を兼任することとなっていた<sup>26</sup>。

ところが、2016年1月の総統選挙および立法委員選挙の結果を受け、新たに招集された立法院において、2016年3月に「組織法」の施行を延長する案が可決された。そして、6月末には行政院が「組織法」の施行延期に関する政令を発布した。さらに7月、立法委員16名が「組織法」の修正を提案した。提案は「海洋委員会」を「海洋部」と改め（「委員会」は日本の「庁」、「部」は日本の「省」に相当）、その下部機関に漁業署を加えるというものである<sup>27</sup>。こうした海洋政策を統括する省庁の設置については、未だ見通しが立っていない状況である。

## （3）重要海域の警備状況

台湾にとって、東シナ海にあたる台湾北方の海域と、南シナ海にあたる台湾南方の海域が、特に重要な海域であると認識されている。特に、北方海域では日本と、南方海域では



フィリピンと EEZ が重なっている海域があり、漁民の漁業権益と安全を保障するために、暫定執法線内の警護活動を強化している。

日本と EEZ が重なる海域において、海巡署は暫定執法線および日台漁業協定の適用海域内のパトロールを行うために常時 1 隻以上の艦艇を派遣している。フィリピンと EEZ が重なる海域において、海巡署は漁期（4-6 月）には 2-3 隻、それ以外の時期には 1 隻の艦艇を常時派遣し、漁民の保護を行っている<sup>28</sup>。これら以外に、「草萊操演專案（2012 年）」、「丹陽專案（2014 年）」、「太湖專案（2014 年）」、「国軍聯合海巡署護漁実兵操演（2015 年）」、「聯安演訓（2016 年）」など、近年は漁民の活動保護を想定した海軍と海巡署の合同演習も活発に行われている。

#### 4. 他国との関係

##### （1）日本との協力の経緯や今後支援（共同行動）できる分野と課題

現在、日本と台湾の防衛協力はセカンド・トラックの対話が主である（2011 年から毎年開催されている日米台安全保障対話シンポジウムなど）。

近年、日本における武器輸出三原則の緩和、オーストラリアとの潜水艦共同開発への動きなどにもとない、台湾の軍高官が日本からの「そうりゅう型」潜水艦購入の可能性に言及したとの報道があった<sup>29</sup>。台湾は長らく米国からの通常動力型潜水艦購入を希望しているが、実現していない。先述の民進党『国防政策青書』においては、潜水艦の製造が最優先課題とされているが、そのうち台湾内部で擁する技術は 70%程度、残る 20%は海外の援助を得て開発を続け、10%は海外から提供を受ける必要があるとされる<sup>30</sup>。台湾側が日本からの関連技術の提供に期待することはあり得るだろう。

そのほかには、海上法執行機関同士の協力も、僅かではあるが存在する。台湾の海巡署は駐那覇代表処に人員を常駐させ、日台間の漁船トラブルや捜索・救助案件などの海事案件において日本側と協力し、海上保安庁との交流を推進している。日本の海上保安庁は、交流協会台北事務所に人員を配置している。また、先述の日台海洋協力対話においては、漁業権の問題のみならず、海上法執行機関の協力や海洋資源、海洋の科学的調査など海洋をめぐる幅広い協力について交渉を行うことも期待できる。

##### （2）第三国との協力関係（装備品・訓練・演習など）

現状において台湾に兵器を供給できるのは米国のみであり、米国は『台湾関係法』を根拠に、防衛的性質の強い兵器を台湾へ売却している。しかし、台湾が長らく購入を希望している F16C/D 型戦闘機や通常動力型潜水艦については、売却が認められない状況が続い

ている。台湾と米国の間では、軍事演習の相互視察や情報交換などの防衛交流が行われている。また、米国内には台湾をリムパック（環太平洋合同演習）へ参加させるべきとの議論があり、台湾側も期待しているようであるが、現時点では実現していない。

このように、台湾と米国との協力関係にも制約は多いが、南シナ海への中国の進出が深刻化した 2014 年頃から、米政府は台湾との軍事協力を再び強化する傾向にある。例えば、2015 年 1 月、米国と台湾は「海上で不測の遭遇をした場合の行動基準（Code for Unplanned Encounters at Sea; CUES）」を米台の海軍間で適用することで合意した。また、同年 5 月には、「米太平洋軍水陸両用部隊指揮官シンポジウム（The US Pacific Command Amphibious Leaders Symposium; PALS）」に将官を含む台湾軍の代表団が参加した。

上記以外に、馬英九政権期には、海上での搜索・救助をめぐる中国との信頼醸成と協力関係構築が進展した。2008 年 11 月、中台間で「海運協定」が締結され、海上搜索・救助における中台協力を促進することが盛り込まれた。それに従い、2010 年、2012 年、2014 年には海上における共同搜索・救助訓練が行われた。しかし、蔡英文政権発足後、中国政府との公式な交流は停止しているため、現状においては上記のような取り組みがさらに進展する兆しは見られない。

—注—

- 1 「中華民国領海及隣接区法」および「中華民国専属經濟海域及大陸礁層法」全国法規資料庫 (<http://law.moj.gov.tw/Index.aspx>)。
- 2 「台湾地区與大陸地区人民關係条例」全国法規資料庫 (<http://law.moj.gov.tw/Index.aspx>)。
- 3 国防部のニュースリリースは、海軍は「北緯 26.30 度・東経 121.23 度、北緯 24.50 度・東経 119.59 度、および北緯 23.17 度、東経 117.51 度を結ぶ線」を、空軍は「北緯 27 度・東経 122 度と北緯 23 度・東経 118 度を結ぶ線」を中間線だと考えている旨を公表した（「李傑的海峡中線 通過馬公上空」『聯合報』2004 年 5 月 30 日）。
- 4 「政府護漁標準作業程序」行政院漁業委員会 HP (<http://law.coa.gov.tw/GLRSnewsout/LawContent.aspx?id=FL033434>)
- 5 「中華民国領海及隣接区法」前掲。
- 6 「外国船舶無害通過中華民国領海管理弁法」全国法規資料庫 (<http://law.moj.gov.tw/Index.aspx>)。
- 7 「中華民国領海及隣接区法」および「外国船舶無害通過中華民国領海管理弁法」前掲。
- 8 中華民国海巡署へのインタビュー（2016 年 10 月）。
- 9 2015 年版『国防白書』
- 10 「中華民国第 14 任總統蔡英文女士就職演説」中華民国總統府 HP (<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=37408&rmid=514>)。
- 11 「訪視彭佳嶼 釣島争議 大胆倡議」『聯合報』2012 年 9 月 8 日。
- 12 「任期剩 40 天 馬登彭佳嶼護主權」『聯合報』2016 年 4 月 10 日。
- 13 「發表『南海和平倡議路径図』」『聯合報』2016 年 1 月 29 日。
- 14 中華民国国防部『中華民国 104 年国防報告書』中華民国国防部、2015 年、161 頁、および「海巡署與国防部舉行護漁及海空搜救連合演訓」2016 年 8 月 5 日、中央通訊社 HP (<http://www.cna.com.tw/postwrite/Detail/198433.aspx#.WIWa77F3zeQ>)。

- 15 竹内孝之「東シナ海防空識別圏に対する台湾の反応」JETRO レポート、2013 年 12 月  
([http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\\_report/1312\\_takeuchi.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1312_takeuchi.html))。
- 16 海巡署 HP ([http://www.cga.gov.tw/siver\\_a18.htm](http://www.cga.gov.tw/siver_a18.htm))
- 17 「南海仲裁今宣判 府堅持主權 3 原則」『聯合報』2016 年 7 月 12 日。
- 18 「我不接受南海仲裁 太平島竟是『礁』」『聯合報』
- 19 「陸委会对『南海仲裁案』之嚴正声明」行政院大陸委员会 HP  
(<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=115077&ctNode=5649&mp=1>)。
- 20 「總統視導左營艦指部」中華民國總統府 HP  
(<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&rmid=514&itemid=37702>)。
- 21 「南海爭議 蔡首開国安高層會議」『聯合報』2016 年 7 月 20 日。
- 22 The Military Balance 2016, (IISS, 2016) pp.290-292, and IHS Jane's Fighting Ships 2016-2017, (HIS, 2016) pp.810-822.
- 23 「国防政策藍皮書」新境界智庫 HP ([http://www.dppnff.tw/article\\_research.php?id=38](http://www.dppnff.tw/article_research.php?id=38))。
- 24 The Military Balance 2016, pp.290-292, and IHS Jane's Fighting Ships 2016-2017, pp.810-822.
- 25 行政院海岸巡防署『2016 海巡報告書』行政院海岸巡防署、2016 年、86-90 頁。
- 26 「海洋委员会組織法」、「海洋委员会海巡署組織法」、「海洋委员会海洋保育署組織法」および「国家海洋研究院組織法」行政院海岸巡防署 HP  
(<http://www.cga.gov.tw/wralawgip/lawCatalogue.jsp?lawClass2=2&lawClass=2&tabindex=5001#5001>)。
- 27 「立法院議案関連文書（院総第 1603 号、委員提案第 19455 号）」立法院 HP  
([http://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/agenda1/02/pdf/09/01/21/LCEWA01\\_090121\\_00046.pdf](http://lci.ly.gov.tw/LyLCEW/agenda1/02/pdf/09/01/21/LCEWA01_090121_00046.pdf))。
- 28 行政院海岸巡防署『2016 海巡報告書』前掲、50-51 頁。
- 29 “Taiwan Turning the Screws on Washington’s Sub Deal,” Defense News, Dec. 5, 2015,  
(<http://www.defensenews.com/story/defense/naval/submarines/2015/12/05/taiwan-turning-screws-washingtons-sub-deal/76676188/>).
- 30 「国防政策藍皮書」前掲。